

令和6年度 前期選抜募集要項

福島県立郡山萌世高等学校
〒963-8002 福島県郡山市駅前二丁目11番1号
電話 024-932-1767

I 入学者募集

1 募集定員

定時制の課程 普通科

(1) 特色選抜

- ① 昼間主コース 120名の5%程度
- ② 夜間主コース 40名の50%程度

(2) 一般選抜

- ① 昼間主コース 120名から、特色選抜において合格と判定された者を除いた数
- ② 夜間主コース 40名から、特色選抜において合格と判定された者を除いた数

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校は、多様な生徒がその学習歴に応じて、それぞれの生活時間に合わせて学ぶことのできる定時制単位制課程の学習機関として創設された。本校で学ぶためには、自らを律し主体的に学ぶ態度と向上心を持ち、自分の将来について明確な目標を有することが求められる。

その上で次のような生徒を求めている。

昼間主コース：学校の教育活動以外の場でこれまで実践してきた活動を、学業と両立させながら継続し発展させる意欲を有する者

夜間主コース：働きながら学ぶ意欲を有する者（アルバイトを含む）

II 出 願

1 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により県下一円とする。

2 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

3 併願の取扱い

- (1) 志願者は、本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願するコースは、特色選抜で出願したコースと同じコース又は異なるコースへ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願においては、第二志望は認めない。
- (3) 特色選抜と一般選抜を併願する場合、又は一般選抜のみに出願する場合は、一般選抜において他のコースを第二志望とすることができる。

4 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

郵送により出願する場合（県外等）は、速達・書留とし、返信用封筒（返信先の住所、氏名等を明記した長形3号封筒に824円分の切手を貼付すること）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者（平成16年4月1日以前に生まれた者）については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校のホームページからダウンロードしたもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要項に示した「I 入学者募集」の「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者（1ページ参照）については、健康診断書の提出を免除する。
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 受験票用紙
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、950円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会のホームページからダウンロードしたもの）を出願に際し

て本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号封筒）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外からの出願

県外からの志願者は、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた場合は、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

9 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に「前期・連携型選抜出願先変更願」（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、「出願取消届」（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、「出願取消届」（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 出願の特例措置

保護者の転勤に伴う県外からの一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、上記「Ⅱ 出願」の「7 県外からの出願」を準用する。

Ⅲ 入 学 者 選 抜

1 選 抜 方 法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色やコースの特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

ア 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、250点満点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

イ 特色選抜志願理由書

記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

ウ 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定を2倍し、195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

エ 特色面接

個人面接を実施する。

「特色選抜志願理由書」の記載内容を踏まえて、意欲的に挑戦する姿勢や高校生活の展望、それらを具体的に表現する力を評価する。

特色面接については、点数化し、100点満点とする。

オ 選抜資料の満点

全体の満点は、600点とする。

(2) 一般選抜

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、選抜のための学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を資料として、本校の特色やコースの特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ア 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、250 点満点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

イ 調査書

「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は 55 点満点として、合計 250 点満点とする。

ウ 一般面接

個人面接を実施する。

本校を志願する理由や高校生活における目的意識などをみる。

一般面接については、段階評価する。

エ 学力検査と調査書の成績の比重

同等とする。

(3) 特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

(4) 選抜に当たっては、以下の点に配慮する。

ア 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

イ 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、本校校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うこととする。

ウ 志願者から自己申告書の提出があった場合には、本校校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

2 学力検査・面接の日時、会場及び受験上の注意

(1) 学力検査（特色選抜・一般選抜共通）

- ① 日 時 令和 6 年 3 月 5 日（火） 午前 9 時～午後 3 時 10 分
- ② 日 程

7:50	8:10	8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	点呼 諸注意	入 場	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
			(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- ③ 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

(2) 特色面接（特色選抜）

- ① 日 時 令和 6 年 3 月 5 日（火） 午後 3 時 40 分（学力検査終了後）開始
- ② 日 程

14:20	15:10	15:30	15:40
社会	移動	点呼 諸注意	特色面接

- ③ 会 場 福島県立郡山萌世高等学校
- ④ 対 象 特色選抜のみの志願者
及び特色選抜と一般選抜を併願している志願者

(3) 一般面接（一般選抜）

① 日 時 令和6年3月6日（水） 午前9時開始

② 日 程

7:50 8:10 8:30 9:00

受付	点呼 諸注意	入場	一般面接
----	-----------	----	------

③ 会 場 福島県立郡山萌世高等学校

④ 対 象 一般選抜の志願者全員（ただし、特色選抜のみに志願した者を除く）

(4) 受験上の注意

- ① 3月5日（火）、3月6日（水）とも、志願者は午前8時10分までに受付を済ませること。
- ② 受験票は当日忘れずに持参し、受付に提示すること。
- ③ 3月5日（火）の学力検査当日は次のものを持参すること。
昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器は使用できない。）
上ばきは、持参する必要はない。
- ④ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類及び検査の趣旨に反するもの（各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等）については、検査会場への持ち込みをしないこと。（持ち込んだ場合は、一時預かる。）
- ⑤ 3月5日（火）、3月6日（水）の面接待機時間に、本を読むことは差し支えない。また、面接時間は、受験前日までに在学（出身）中学校に連絡するとともに、当日本校にて連絡する。

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

3 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日（木）正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

- (2) 追検査等の定員について
定員枠については、募集定員の外枠とはしない。
- (3) 追検査等受験の手続き
- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望する者は「追検査等受験願」（様式共通 14 号）を令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 4 時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
 - ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、「追検査等受験許可証」（様式共通 15 号）を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場

① 追検査（学力検査）の日時 令和 6 年 3 月 11 日（月） 午前 9 時～午後 2 時 45 分

② 追検査（学力検査）の日程

7:50 8:10 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

受付	点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	-----------	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

③ 特色面接・一般面接の日時 令和 6 年 3 月 11 日（月）の追検査（学力検査）終了後、又は 3 月 12 日（火）の午前 9 時以降、本校校長が指定した日時

④ 会場 福島県立郡山萌世高等学校

⑤ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

⑥ 追検査等の一部を受験する場合の日程については、在学（出身）中学校を通して連絡する。

⑦ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(5) 受験上の注意

- ① 追検査等の受験日時と受付時間については、追検査等受験許可証を交付する際に連絡する。
- ② 受験票と追検査等受験許可証を当日忘れずに持参し、受付に提示すること。
- ③ 3 月 11 日（月）の追検査（学力検査）の志願者は次のものを持参すること。
昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器は使用できない。）
上ばきは、持参する必要はない。
- ④ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類及び検査の趣旨に反するもの（各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等）については、検査会場への持ち込みをしないこと。（持ち込んだ場合は、一時預かる。）
- ⑤ 面接待機時間に、本を読むことは差し支えない。また、面接時間は、受験前日までに在学（出身）中学校に連絡するとともに、当日本校にて連絡する。

5 その他

(1) 障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

① 中学校卒業後及び卒業見込の者

ア 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式共通 11

号)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(様式共通 12 号)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(様式共通 13 号)により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

② 上記①以外の者

ア 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」(様式共通 11 号)を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

イ 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(様式共通 13 号)により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

(2) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式共通 16 号)を令和 6 年 3 月 7 日(木)午後 4 時まで本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」(様式共通 17 号)を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「Ⅲ 入学者選抜」の「4 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、「入学辞退届」(様式共通 8 号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) 入学者選抜に関するその他のことがらについては、「令和 6 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。

※ 本校の入学者選抜事務での氏名等については、外字を用いず、コンピュータ等で一般に使用されるものを用いますのでご了承ください。